

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領

（趣旨）

第1条 この要領は、香川県土木部が発注する公共工事の現場において、「建設現場の遠隔臨場」を試行するために、必要な事項を定めるものである。

（目的）

第2条 公共工事の建設現場において、「段階確認」、「材料確認」、「立会」または「検査」を必要とする作業に遠隔臨場を適用することにより、受発注者の作業効率の向上と契約の適正な履行を図ることを目的とする。

（適用の範囲）

第3条 本要領は、所定の性能を有する遠隔臨場の機器を用いて、「土木工事共通仕様書」に定める「段階確認」、「材料確認」、「立会」または「検査」を実施する場合に適用する。

（対象工事）

第4条 遠隔臨場が実施可能な通信環境の確保が可能であり、段階確認、材料確認、立会または検査を映像で確認可能な土木部が所管する全ての工事において、受注者からの申し出により、建設現場の遠隔臨場技術を活用する工事及び特記仕様書等で別途定める工事を対象とする。

2 前項のうち検査とは、出来ばえを現地確認する必要がある工事の竣工検査を除く全ての検査を対象とする。

（施工計画書）

第5条 受注者は、遠隔臨場の実施にあたり、施工計画書に次の事項を記載し、工事監督員の確認を受けなければならない。

（1）適用種別

（2）使用機器と仕様

（3）実施方法

（費用負担）

第6条 本試行を実施するために必要な費用については、別に定める。

（工事成績評定）

第7条 施工計画書に記載した全ての項目で遠隔臨場を実施した工事については、工事成績評定の創意工夫の項目で評価する。ただし、工事監督員が協議等で現場を訪れた際に遠隔臨場予定項目を確認した場合は遠隔臨場として実施したものとする。

(アンケート調査の実施)

第 8 条 発注者がアンケート調査を行う場合、受注者はそれに協力すること。

(その他)

第 9 条 本要領に定めのない事項については、受発注者間において協議のうえ、運用することとする。

附 則 この要領は、令和 3 年 2 月 17 日から施行する。

附 則 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。